

第 22 地下貯蔵タンク等の漏れの点検の細部運用

地下貯蔵タンク等の定期点検のうち、危険物規則第 62 条の 5 の 2 及び危険物規則第 62 条の 5 の 3 に定める漏れの点検（以下「漏れの点検」という。）は次により実施させること。

1 漏れの点検実施方法

危険物告示第 71 条及び危険物告示第 71 条の 2 で定める方法により実施させること。
このうち「その他の方法」とは、原則として財団法人全国危険物安全協会が実施する性能評価において「適合」と評価された点検方法及び機器を用いたものであること。

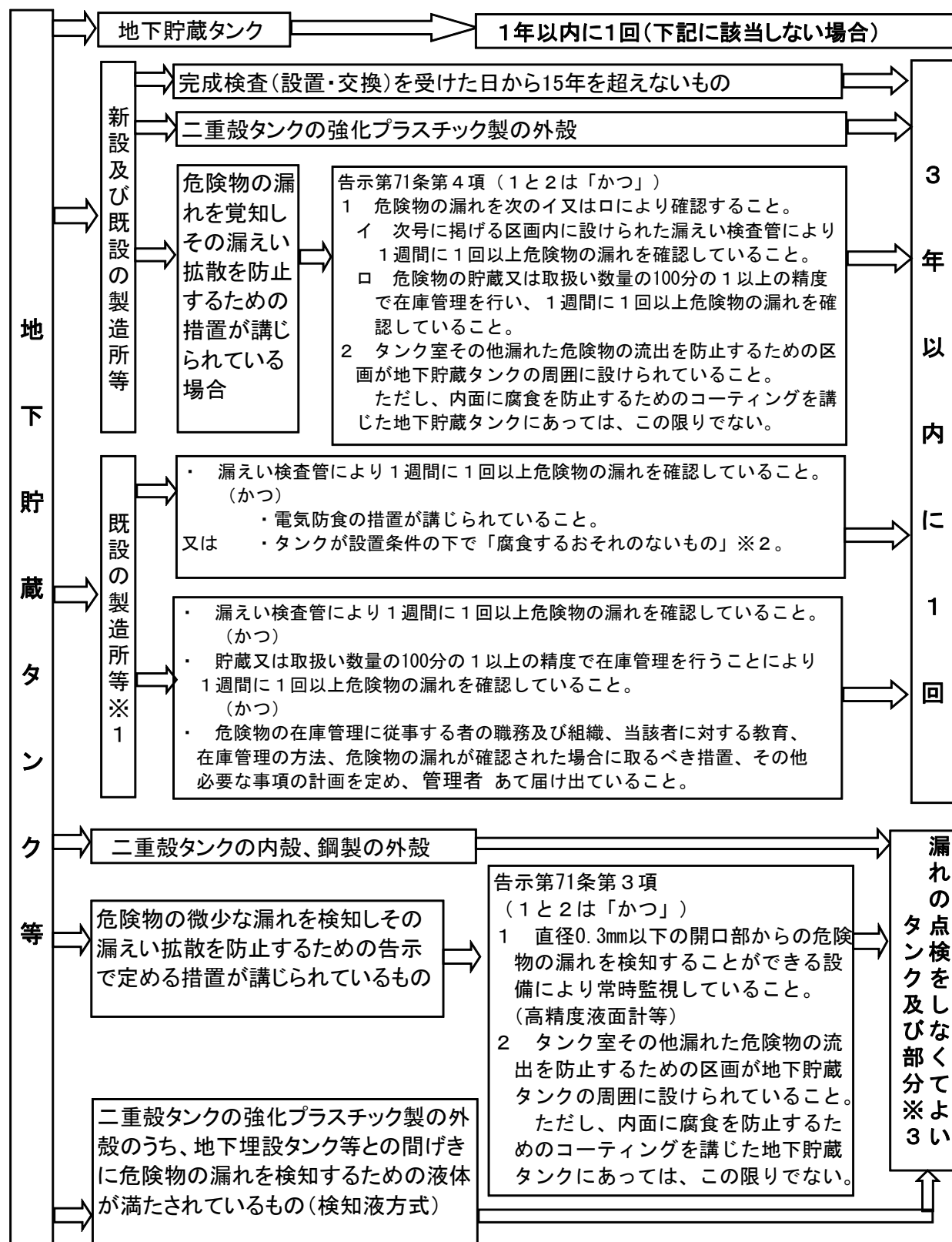
2 その他

漏れの点検に伴う地下貯蔵タンク及び専用タンクからの危険物を抜き取る行為については、次のとおりとすること。

なお、届出にあっては、第 4 章第 2 2 (3) ア (ア) に準じて簡素化することができるものであること。

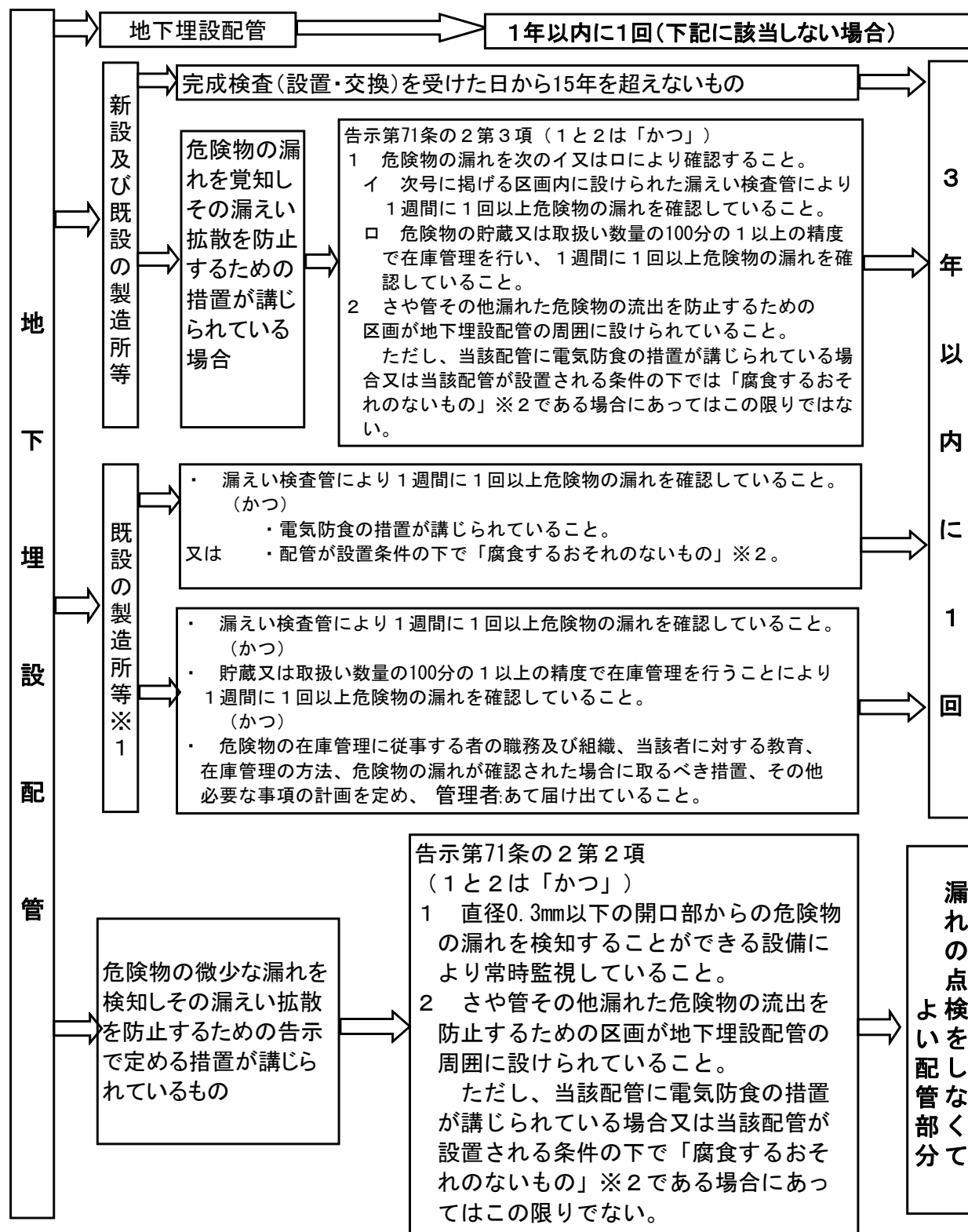
- (1) 規則第 11 条第 1 項第 5 号に基づく「資料提出書」により、流出防止措置等の安全対策を確認すること。
- (2) 地下タンク貯蔵所での危険物の抜き取り行為後に指定数量以上の危険物をドラム缶等により、翌日におよぶような貯蔵する場合は、仮貯蔵の承認が必要であること。
また、抜き取った危険物を移動タンク貯蔵所に貯蔵する場合は、移送中となるものであること。
- (3) 製造所又は取扱所での危険物の抜き取り行為後に指定数量以上の危険物をドラム缶等により翌日に及ぶような貯蔵をする場合は、(1) の届出内容に盛り込むこと。
- (4) 漏れの点検の結果、異常が認められる場合は、直ちに消防長宛報告させるとともに、危険物告示で定める方法により、再度漏れの点検を実施すること。
- (5) 参考として、漏れの点検の周期等のフローを図 3-22-1、3-22-2 に示す。

図3-22-1 地下貯蔵タンク等の漏れの点検周期等のフロー



- ※1 「既設の製造所等」とは、平成16年4月1日現在で既に設置許可申請がなされていた製造所等をいう。
- ※2 「腐食するおそれのないもの」とは、エポキシ樹脂、タールエポキシ樹脂又はFRPで外面保護されているタンクが一般的に該当。
- ※3 「漏れの点検をしなくて良いタンク」であっても、埋設配管の漏れの点検が必要であることに留意。

図 3-22-2 地下埋設配管の漏れの点検周期等のフロー



※1 「既設の製造所等」とは、平成16年4月1日現在で既に設置許可申請がなされていた製造所等をいう。

※2 「腐食するおそれのないもの」とは、FRP配管、合成樹脂配管等が該当する。

鋼管に防食被覆を施したものは一般的に該当しない。